

秋田市内部統制に関する方針

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 150 条第 2 項の規定に基づき、適正な事務の管理および執行を確保するため、次のとおり内部統制に関する方針を定めます。

1 目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務を効率的かつ効果的に遂行するため、継続的に組織および運営の合理化に取り組めます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告等の信頼性を確保するため、適正な情報管理のもと、正確な情報に基づく報告の作成に取り組めます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等を遵守するため、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の醸成や確認体制の整備に取り組めます。

(4) 資産の保全

市が保有する資産を保全するため、資産の取得、使用、処分等に係る適正な手続や承認の確保に取り組めます。

2 対象事務

対象事務は、法第 150 条第 2 項第 1 号に規定する財務に関する事務とします。

3 実施体制等

(1) 実施体制

副市長を委員長とする能力開発委員会において、全庁的に内部統制の取組を推進するとともに、内部統制評価部局において、内部統制の整備状況や運用状況を独立的な観点から評価します。

(2) 実施内容

適正な業務執行を確保するため、対象事務に関するリスクについて、組織的に、発生可能性や市民への影響度等を分析・評価し、その対応策を実施します。

(3) 内部統制の見直し

内部統制の整備状況および運用状況、監査委員からの指摘等を踏まえ、必要な見直しを行い、内部統制の改善を進めます。

令和 3 年 4 月 30 日

秋田市長 穂 積 志